

# 令和六年能登半島地震で被災された専門医・認定医の 資格認定期間の延長措置について

令和六年能登半島地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、本学会の漢方専門医・認定医のうち、令和六年能登半島地震で被災された皆様につきましては、専門医制度基本規程第 23 条及び認定医基本規程第 16 条を適用し、原則 1 年間の資格認定期間の延長が可能ですので、下記要領により資格認定期間延長申請をお願い申し上げます。専門医制度委員会で審査後に延長の可否をご連絡いたします。

なお、資格認定期間を延長する場合、延長期間中はその事由が解消するまで専門医・認定医資格を停止すると定められていますが、本災害による資格認定期間延長の場合には、特例措置として延長期間中であっても専門医・認定医資格は停止いたしません。

また、2024 年 3 月末までが専門医・認定医資格の認定期限の方におかれましては、当該申請が認定期限までに間に合わない場合でも可能な限り対応いたしますので、専門医制度委員会にご相談ください。

## 記

1. 専門医または認定医で、本災害により学会参加が困難となり、更新に必要な点数の取得ができない場合、または更新申請時に必要な症例報告の作成が困難な場合は、専門医は専門医資格認定期間延長申請書・様式第 9 号（\*2）、認定医は認定医資格認定期間延長申請書・様式第 39 号（\*2）に理由を付記し、罹災証明書・被災証明書のコピーとともに専門医制度委員会宛にご提出ください。
2. 上記以外の理由で本災害により更新申請が困難となる場合も特例措置による資格認定期間延長の対象となります。上記申請書に理由を付記し、延長理由を証明する書類のコピーとともに 2024 年 3 月末日までに専門医制度委員会宛にご提出ください。事例によってはその他の証明書等の提出をお願いすることもございます。

\*1 通常の延長の場合、延長期間中はその延長事由が解消するまでは資格停止となり、専門医の場合は本学会 WEB サイトの専門医名簿から一旦お名前が外れますが、特例措置として本災害による延長措置の場合は資格停止とはなりません。

専門医制度基本規程、認定医基本規程は本学会 WEB サイトの「医療関係者のかたへ > 専門医になるには > トピックス、規程」でご確認いただけます。

(<https://www.jsom.or.jp/medical/specialist/topics.html>)

\*2 専門医資格認定期間延長申請書（様式第 9 号）、認定医資格認定期間延長申請書（様式 39 号）は、本学会 WEB サイトの「医療関係者のかたへ > 専門医になるには > 各種手続き」からダウンロードしてください。( <https://www.jsom.or.jp/medical/specialist/tetsuzuki.html> )

以上

一般社団法人日本東洋医学会専門医制度委員会

TEL 03-5733-5060 FAX 03-5733-5078

E-mail : [office@jsom.or.jp](mailto:office@jsom.or.jp)